

# Topics

## 違う文化から 日本を考える

文/  
県立広島大学  
上水流久彦准教授



イラスト/  
ロナルド・スチュワート准教授



Vol.34  
新たな試みを

9月に鳥取県の国際交流センターを訪ねてきました。鳥取県が医療通訳ボランティアを実施していることが分かったからです。鳥取県では、医療通訳をされた方には謝金と交通費が支払われ、ボランティア対象に医療分野での専門用語に関する研修も実施されています。安芸高田市でも医療現場の通訳のニーズはあるようです。しかし、制度として実施するには予算面で安芸高田市が単独で行うことは難しいと思います。ただ、広島県全県下で同じようなニーズはあり、県という単位で医療通訳のボランティアの制度を整える時代になったのではと考えます。前回のコラムでは災害対応という点から、外国籍市民を対象とした仕組みづくりの必要性を説きました。医療も命に関わるもので、安心し

て暮らせることは日本国籍市民も外国籍市民も同じです。海外で病気になった方は母語で対応される安心感を知っているのではないのでしょうか。話題を変えて、美作市では技能実習生をも巻き込んだまちづくりを行う機運があると、実習生の問題を研究しているノートルダム清心女子大学の二階堂裕子准教授からうかがいました。これまで1年や3年という期間で帰国する実習生に対しては一時滞在するだけの人々という認識もあり、あまりまちづくりに巻き込む話は聞いたことがありません。しかし、中山間地域の人口減は深刻で多くの人を巻き込んで地域の活性化を考えたということでした。安芸高田市は、全国の中山間地域の自治体のなかでも市長の思いからいち早く

多文化共生の施策を進めてきました。その成果を一層確実にするためにも広島県にも働きかけながら、新たな試みに目を向けてみてはと思います。



### 〜新成人のみなさんへ〜 20歳になったら国民年金

#### ●国民年金制度とは

国民年金は、年をとったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに年金を受け取ることができる制度です。

#### ●国民年金のポイント

★将来の大きな支えになります。国民年金は、20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

★老後のためだけのものではありません。

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が

残った時に受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

#### ●「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」  
学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

#### ★「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

納付猶予の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに

比べ将来受け取れる老齢年金額が少なくなります。ただし、これらの期間分の保険料は、10年以内であれば、申し出により後から納めることができます。ただし経過期間によっては加算額が上乘せされる場合があります。(追納)

くわしくは、三次年金事務所までお問い合わせください。

三次年金事務所  
☎0824-62-3107



人権多文化  
共生推進課

☎42-5630  
☎42-2130